

令和6年度 旭川市エイズ等対策推進懇談会

日時 令和6年11月27日（水）午後6時30分

場所 旭川市総合庁舎7階 大会議室C

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 参加者の紹介

4 議 事

(1) 進行役の決定について

(2) 会議の公開について

(3) 報告事項

ア エイズ・性感染症の発生動向について

イ 令和5年度旭川市エイズ等予防対策事業について

ウ 令和6年度旭川市エイズ等予防対策事業について

(4) 意見交換

エイズ・性感染症における若年層への予防啓発について

5 その他

6 閉 会

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【資 料】

資料1－① エイズ発生動向について

資料1－② 旭川市性感染症発生動向（定点4疾患）について

資料1－③ 梅毒発生動向について

資料2－① 令和5年度旭川市エイズ等予防対策事業

資料2－② 令和5年度HIV抗体検査受検者アンケート結果

資料3 令和6年度旭川市エイズ等予防対策事業

資料4 生と性を考えよう！通信

【参考資料】

参考資料1 旭川市エイズ等対策推進懇談会開催要綱

参考資料2 旭川市エイズ等対策推進懇談会公開規程

旭川市エイズ等対策推進懇談会参加者名簿

所属	役職名	氏名
旭川市PTA連合会	副会長	石田 良太
北海道高等学校長協会道北支部	北海道旭川農業高等学校長	近江 勉
市立旭川病院	顧問	柿木 康孝
一般社団法人 旭川市医師会	医療法人社団稲仁会 上村産科婦人科医院 院長	上村 利彦
一般社団法人旭川歯科医師会	理 事	北 敏博
国立大学法人 旭川医科大学	看護部副看護部長	久保 千夏
一般社団法人 旭川市医師会	医療法人社団 旭川泌尿器科クリニック 院長	佐野 正人
国際医学生連盟日本IFMSA-Japan	SCORA-Japan Staff	徳田 桃子
一般社団法人旭川薬剤師会	副会長	西野 興子
旭川市中学校長会	旭川市立神居東中学校長	坂東 裕美

（五十音順・敬称略）

（参加依頼期間 令和6年9月1日～令和8年8月31日）

エイズ発生動向について

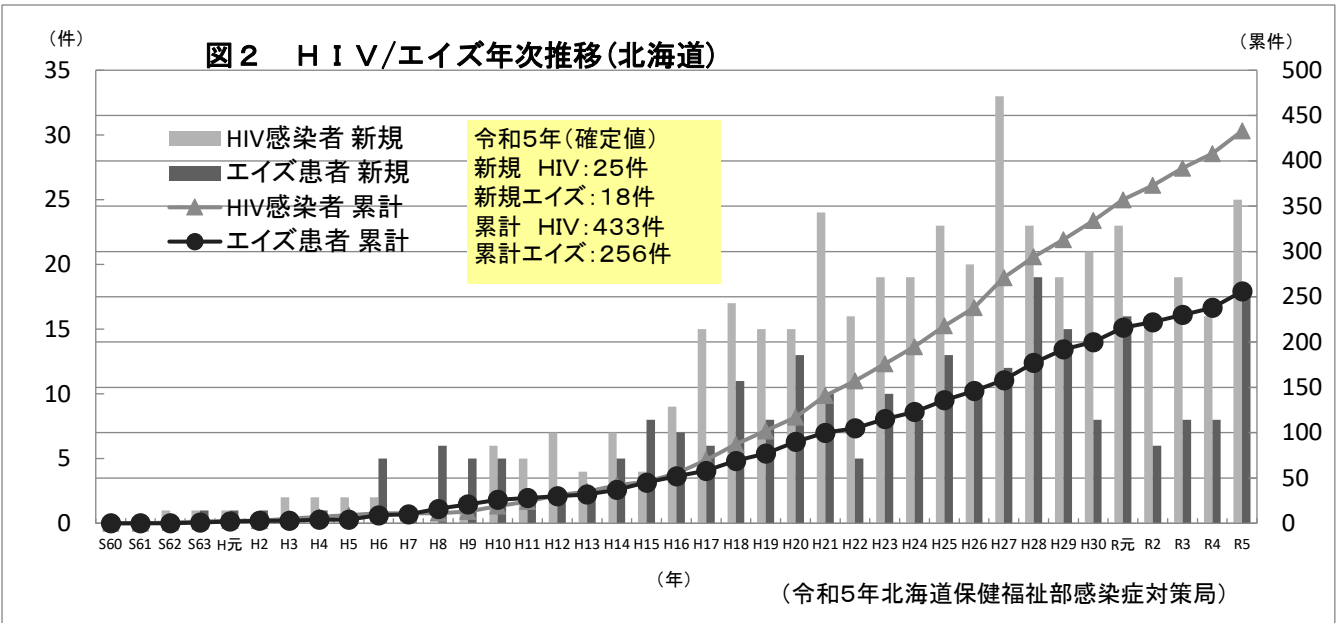
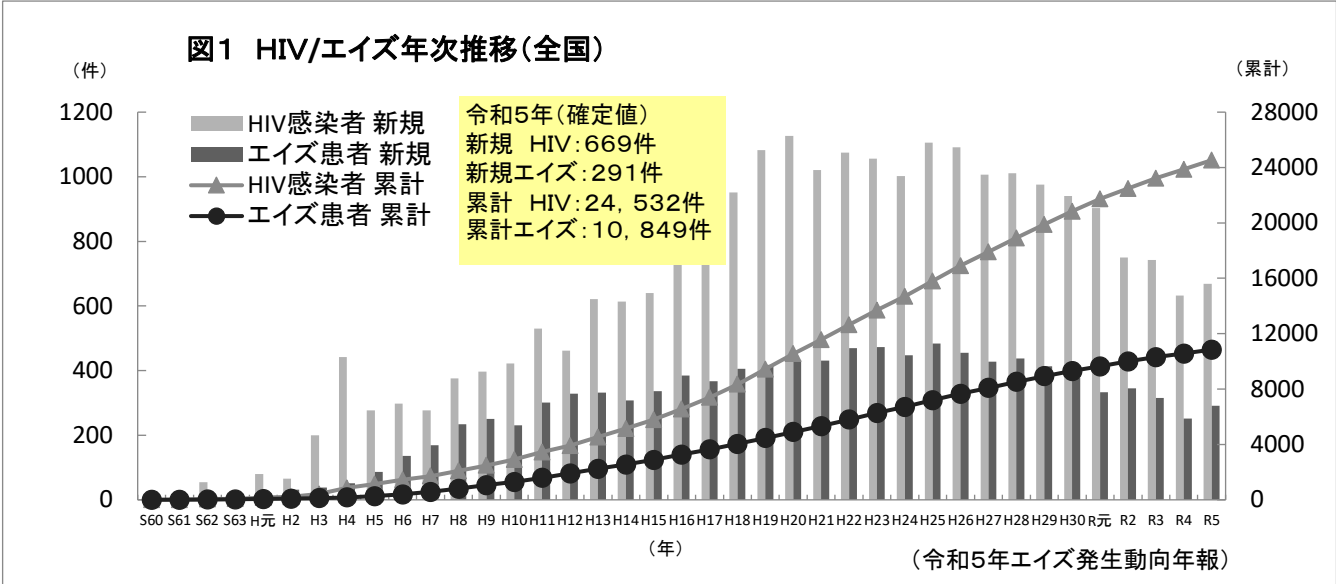


表1 旭川市保健所への届出件数 (市外居住者も含む) 単位: 件

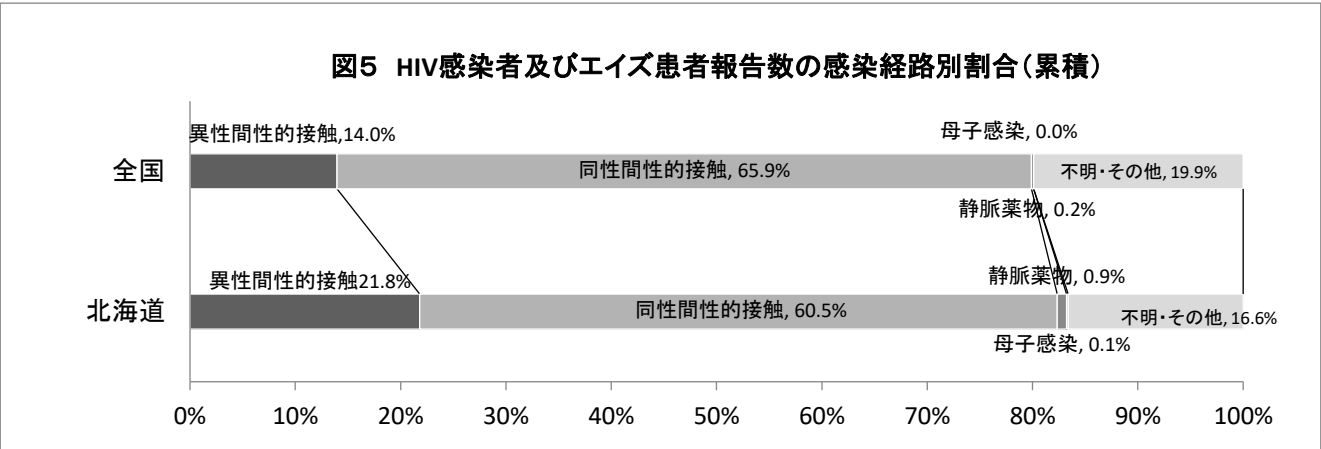
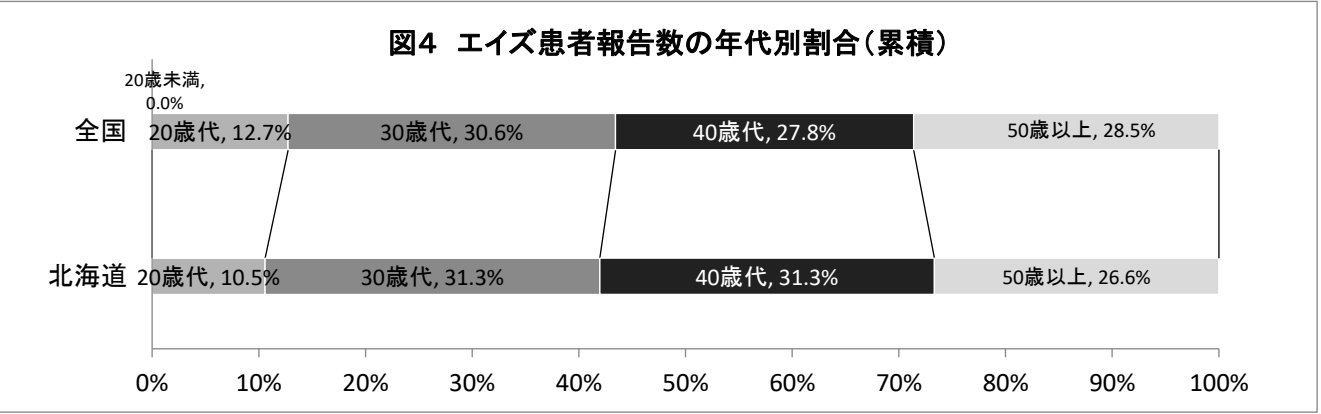
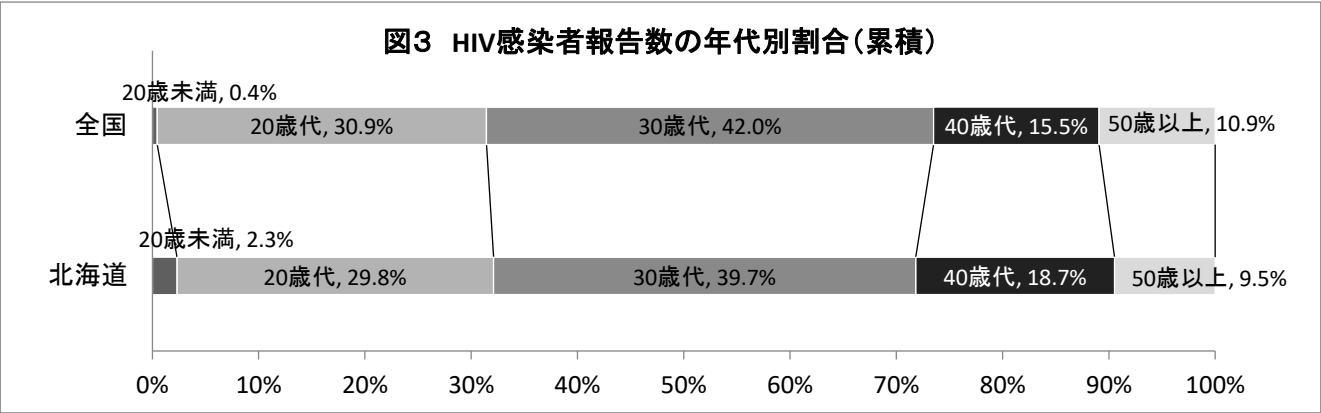
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R 6
HIV感染者	0	3	3	2	1	0	4	0	3	1	1	0	3	1
エイズ患者	0	0	1	2	0	0	6	1	2	0	0	1	1	0

※R6年は、令和6年11月3日(第44週)現在

【説明】

全国のHIV感染者及びエイズ患者を合わせた新規報告件数は、減少傾向で推移していたが、R5年は前年より増加に転じ960件であった。内訳は、新規HIV感染者が669件、新規エイズ患者が291件であった。また、新規報告数全体に占めるエイズ患者の割合は30%前後の高止まり傾向が続いている。

北海道では、HIV感染者が前年より9件増加し25件、エイズ患者は前年より10件増加し18件、新規報告数全体に占めるエイズ患者の割合は41.8%であり、全国の30.3%よりも高い傾向となった。



【説明】

HIV感染者の年齢別割合では、全国、北海道ともに20歳代、30歳代が多い。
エイズ患者の年齢別割合では、全国では30歳代、北海道は30歳代と40歳代が多い。
感染経路別割合では、同性間性的接触が、全国、北海道ともに約6割を占めている。北海道では全国に比べ、異性間性的接触の割合が多い。

旭川市性感染症発生動向（定点 4 疾患）について

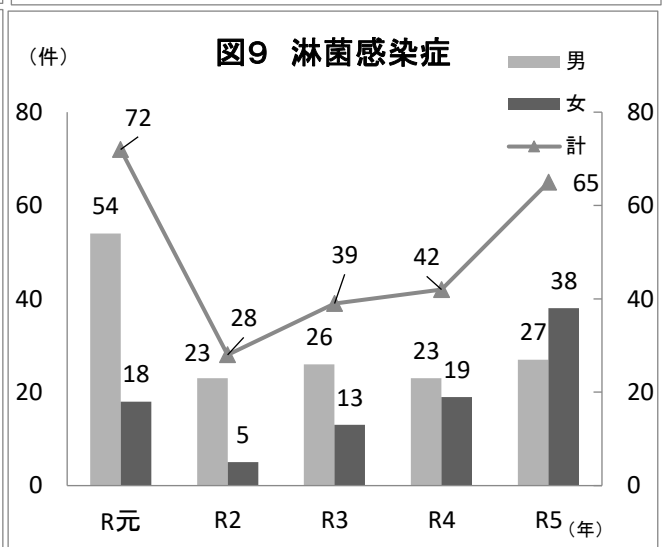
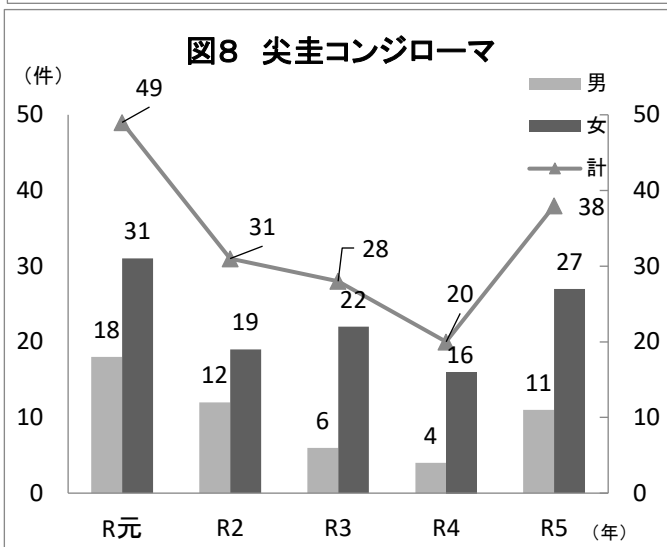
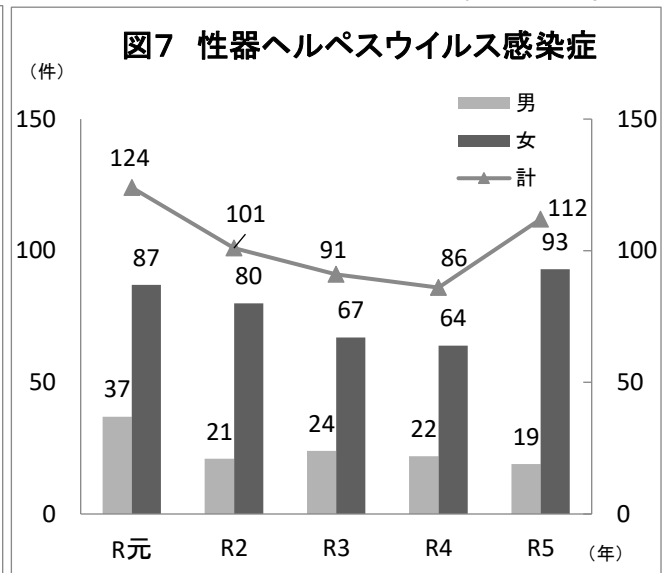
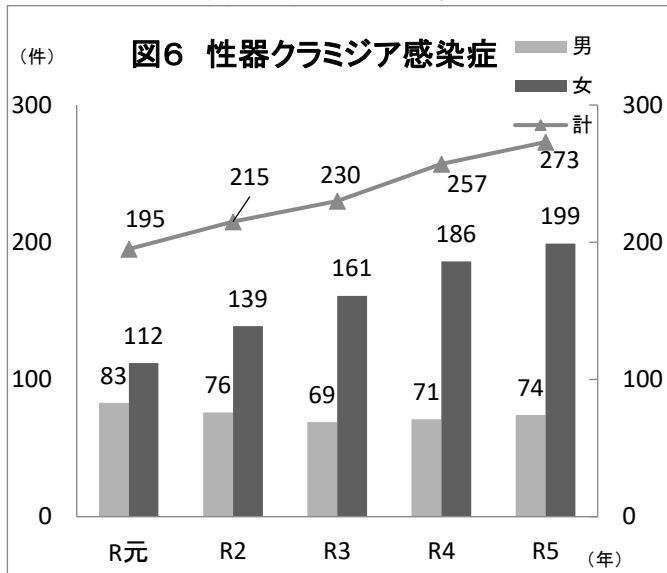
把握方法

定点医療機関から、毎月年代別・男女別の発生数の報告を受けている。（月報）

*旭川市の性感染症定点医療機関は 3 か所

1 性感染症 4 疾患定点医療機関報告数

（北海道感染症情報センター）

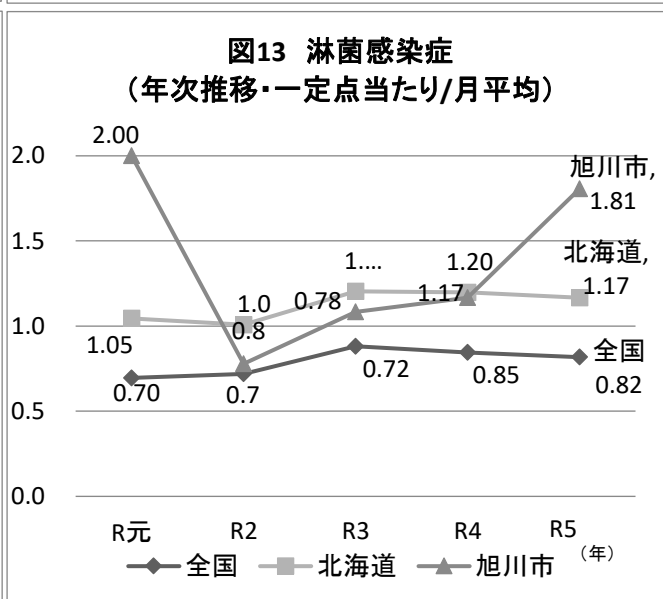
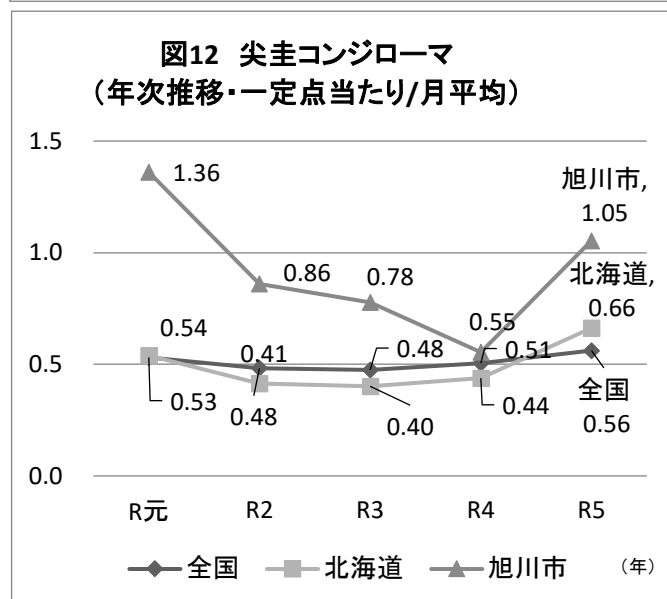
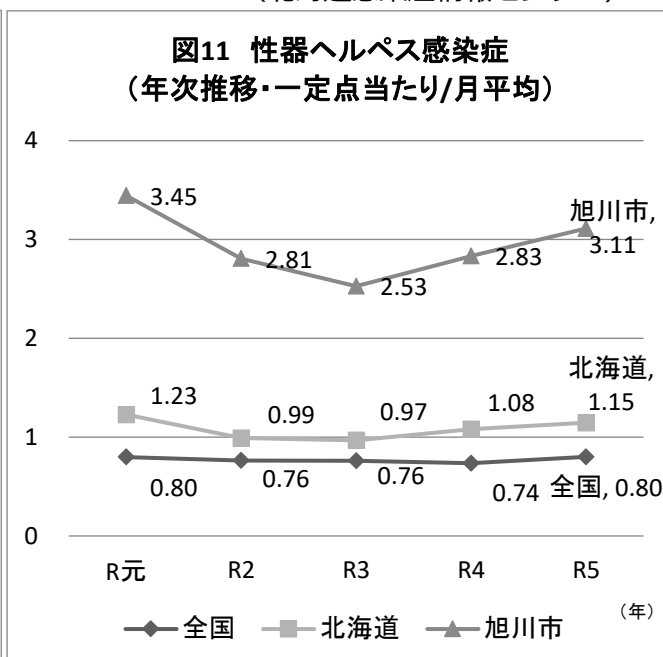
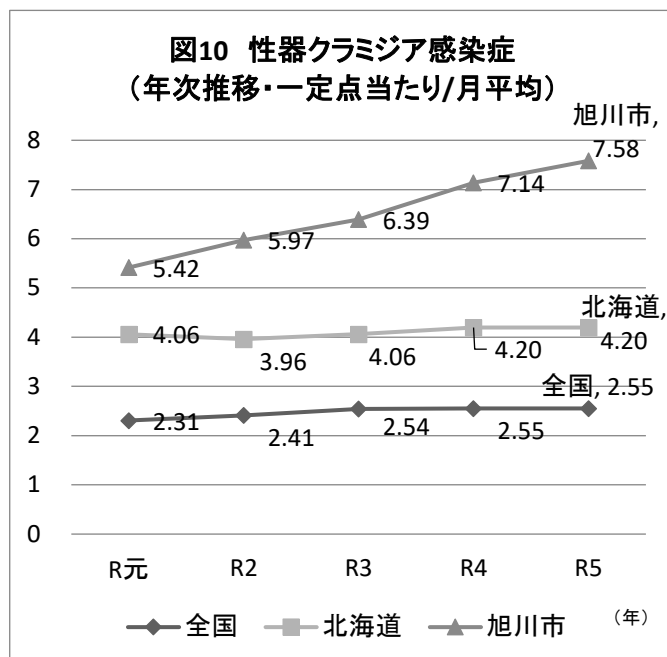


【説明】

年次推移では、性器クラミジア感染症は増加傾向にある。性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ感染症、淋菌感染症はR元年をピークに減少しているが、4疾患ともにR4年からR5年にかけて増加している。

2 性感染症 4 疾患一定点医療機関当たり平均報告数

(北海道感染症情報センター)



【説明】

4 疾患ともに、旭川市は、全国、北海道に比べ経年的に高い傾向にある。

3 性感染症 4 疾患年代別割合

図14 定点4疾患 年代別割合(R5男性)

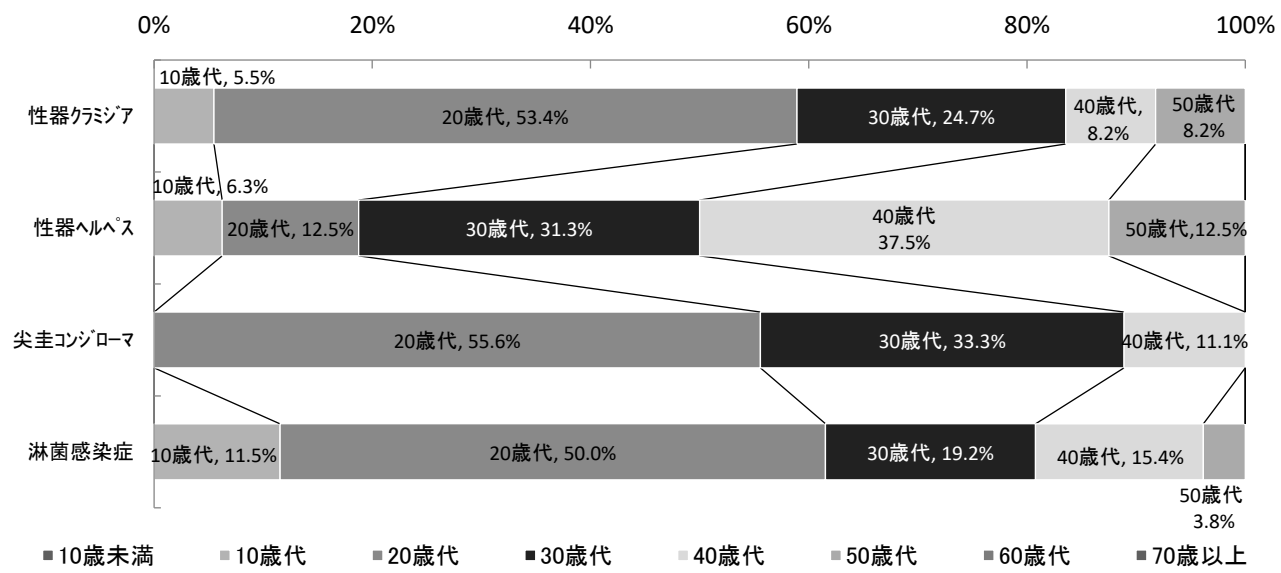
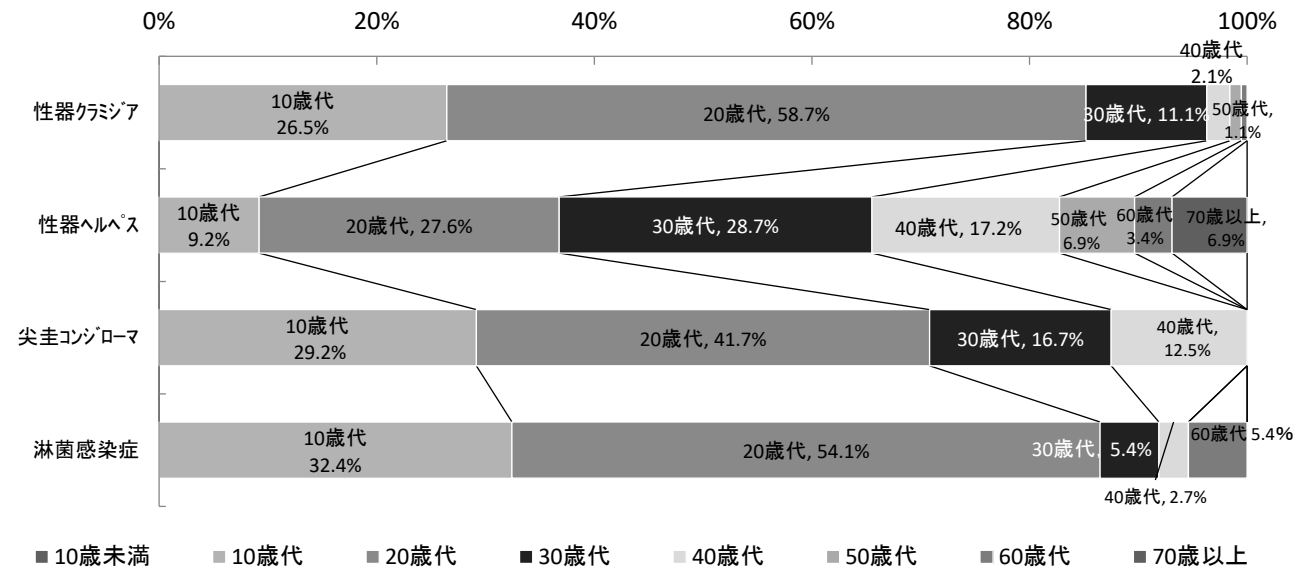


図15 定点4疾患 年代別割合(R5女性)

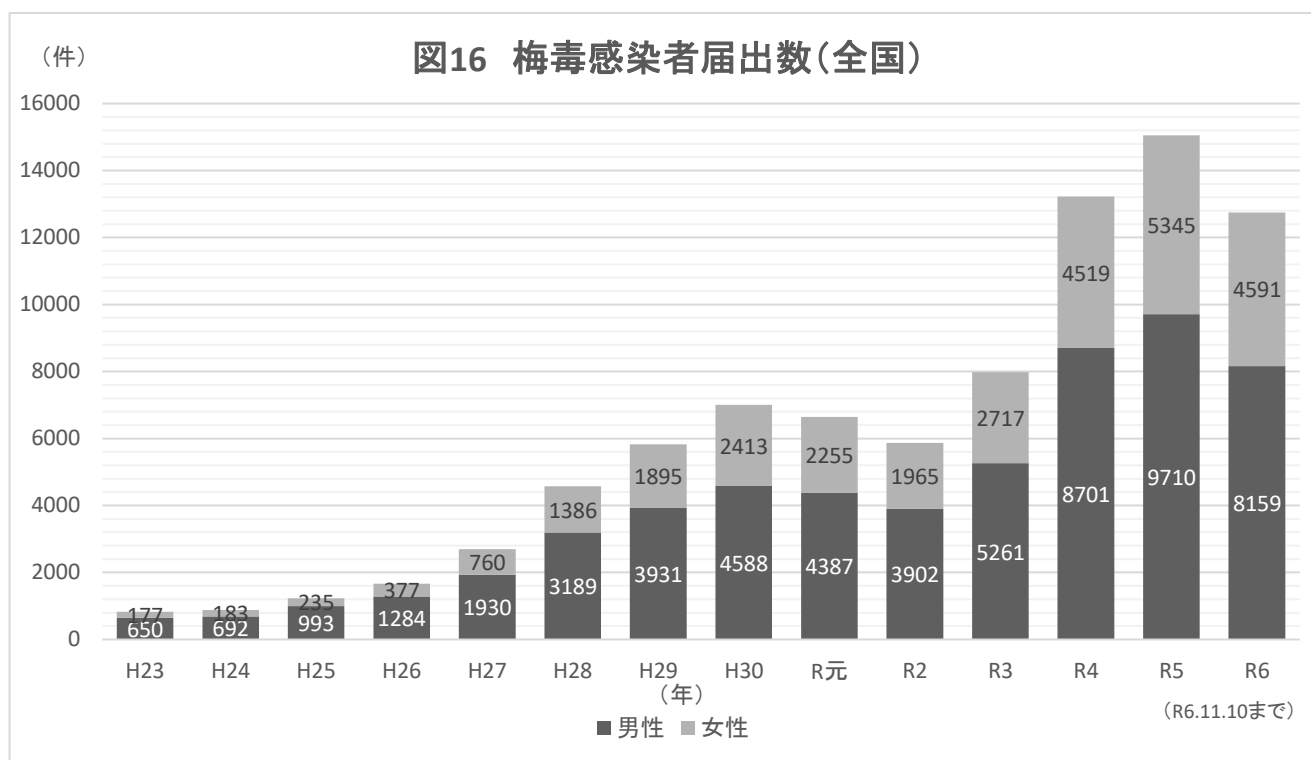


【説明】

年代別に罹患年齢を見ると、男性、女性ともに、性器クラミジア感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症において、20歳代が最も多い。性器ヘルペスは男性、女性ともに幅広い年代でみられる。

本市で経年的に増加傾向にある性器クラミジア感染症は女性の約8割が約10～20歳代となっている。

旭川市における梅毒の発生動向について



(感染症発生動向調査)

※R6年はR6年11月10日(第45週)までの集計

表2 梅毒届出件数の年次推移

単位：件

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6※
北海道	21	25	22	58	64	118	110	136	135	122	169	599	679	458
札幌	14	14	17	27	30	60	74	90	98	77	119	439	470	300
小樽	0	0	0	0	1	2	2	2	3	0	2	2	4	2
函館	1	0	0	1	3	6	2	2	1	4	0	11	17	15
旭川	0	3	1	1	6	25	18	17	6	8	5	36	36	23

(感染症発生動向調査)

※R6年はR6年11月10日(第45週)までの集計

表3 梅毒発生数、年齢別発生状況(旭川市保健所受理分)

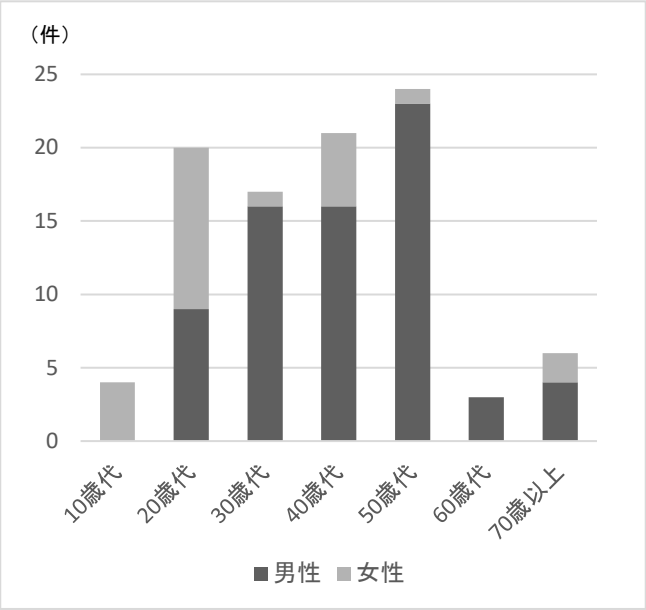
単位：件

年	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
H30	1	6	1	4	2	2	1	17
R元	1	0	2	1	1	0	1	6
R2	1	5	0	1	0	1	0	8
R3	0	2	1	1	1	0	0	5
R4	3	5	8	8	7	2	3	36
R5	0	9	7	8	11	0	1	36
R6※	1	6	2	5	6	1	2	23

(感染症発生動向調査)

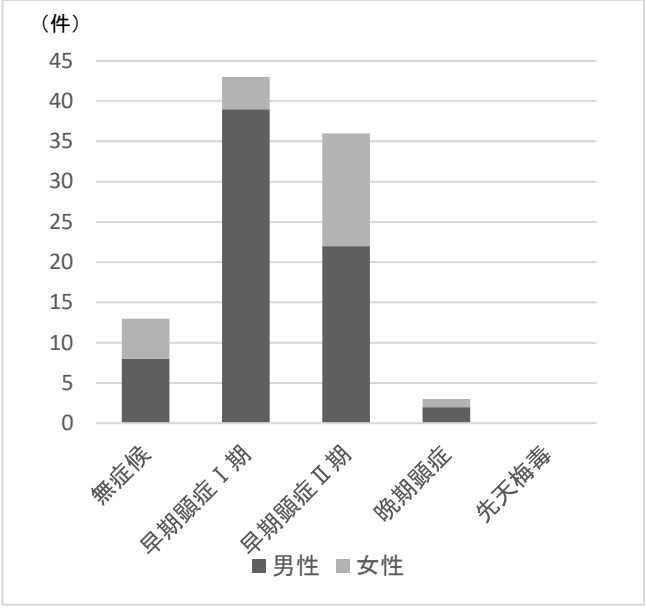
※R6年はR6年11月10日(第45週)までの集計

図17 男女別の年齢分布（R4～R6）、n=95



(感染症発生動向調査)

図18 男女別の病型分類（R4～R6）、n=95



(感染症発生動向調査)

※R6年はR6年11月10日(第45週)までの集計

【説明】

- ・梅毒の患者発生動向としては、令和4年から全国的に増加した状況が続いているが、旭川市も同様の傾向である。
- ・旭川市の発生報告数は、令和4年及び令和5年は36人で過去10年間で最多となった。令和6年は、過去最多の報告数となった令和4年及び令和5年と比較するとやや少ないが、依然として発生数は多い水準で推移している。
- ・令和4年から令和6年第45週までの梅毒患者は、男性が全体の約75%を占めている。年代別では、女性は20歳代、男性は50歳代が最多となっている。
- ・届出時点での病型は、ほとんどが早期顕症梅毒であり、早期の段階で診断されている例が多い。

令和 5 年度 旭川市エイズ等予防対策事業

1 普及啓発活動事業

エイズ及び性感染症についての誤解や偏見を解消し、正しい知識の普及を図るために実施した事業

(1) ホームページでの普及啓発

旭川市役所のホームページ上にエイズ・性感染症の知識等について掲載をしている。感染経路や予防方法等について説明をし、梅毒が近年急増していることや、保健所で実施している検査や相談窓口を掲載した。

(2) パンフレット等の配布

エイズ、性感染症予防パンフレットとコンドームを HIV 検査受検者に対して配布した。

(3) エイズ性感染症出前講座

市内の中学校、高等学校、大学・専門学校等に周知し、依頼のあった学校に保健師を派遣し、エイズや性感染症の知識や予防に関する講話を実施した。令和 2～4 年度は新型コロナウイルス感染症により中止したが、令和 5 年度の途中から再開した。

【令和 5 年度実績】 6 回

＜実施内訳＞中学校 3 校、高等学校 1 校、専門学校 2 校

＜講話内容＞性感染症の基礎知識、発生状況、予防方法、相談窓口
子宮頸がんワクチン（HPV ワクチン）について等

(4) 予防啓発ビデオ・DVD・パネルの貸出し

出前講座の周知時に、授業等での活用にエイズ・性感染症に関する予防啓発物品の貸出しについて案内しているが、令和 5 年度は貸出し実績がなかった。

(5) エイズ啓発予防カード・付箋・ポケットティッシュの配布

エイズ性感染症出前講座の際に学生に配布した。

(6) 情報誌「生と性を考えよう！通信」の発行

令和 2～4 年度は新型コロナウイルス感染症により中止したが、令和 5 年度から発行再開した。これまでは、性感染症に関する情報について教職員や医療機関など関係者に配布していたが、令和 5 年度からは生徒や学生も参考になる内容とした。

【内容】性感染症の発生動向、予防・対応方法、HPV ワクチンについて

【配布先】中学校、高等学校、大学・専門学校、医療機関、関係機関等

2 検査・相談事業

(1) HIV 検査（原則無料、匿名、予約制）

平成 16 年 4 月から迅速検査法を導入している。陰性の場合には採血当日に結果を告知する。確認検査が必要になった場合は、2 週間後に告知する。

ア 令和 5 年度実績

(7) 開催回数 14 回、受検者数 88 人

(内訳)

a 定例実施

平日 12 回（78 人）、夜間 2 回（10 人）、休日 0 回（0 人）

b イベント実施

実施なし。予約無し検査を実施

【HIV 検査経年の実績】

(人)

年 度		R元	R2	R3	R4	R5
受検者数		179	46	44	70	88
再 掲	日中	115	31	44	70	78
	夜間	33	6	—	—	10
	休日	31	9	—	—	—

(2) 梅毒検査

平成 29 年 10 月から梅毒検査を HIV 検査と同時実施を開始している。陽性の場合、医療機関の受診を勧め、紹介状を発行する。

ア 対象者：HIV 検査受検者で、梅毒検査を希望した者。

イ 検査方法：STS 法（RPR カード定性）

ウ 検査実績：14 回 82 人

【梅毒検査経年の実績】

(人)

年 度		R元	R2	R3	R4	R5
受検者数		164	43	43	65	82
再 掲	日中	113	29	43	65	72
	夜間	30	6	—	—	10
	休日	21	8	—	—	—

(3) エイズ相談（エイズ専用電話及び来所による相談）

専用電話を設置し相談や検査の予約を受けており、来所による相談も行っている。
相談件数：151 件（電話 149 件、来所 2 件）

【相談内容内訳】

(件)

	検査について	疾患・症状について	その他	合計
件 数	122件（81%）	28件（19%）	1件（1%）	151件

※「疾患・症状」は、疾患・感染経路・身体症状等。

※「その他」は、性に関する相談・その他 S T I について等。

【エイズ相談の経年の実績】

(件)

年 度		R元	R2	R3	R4	R5
相談件数		186	61	81	130	151
再 掲	電話	181	61	81	125	149
	来所	5	0	0	5	2

(4) その他

HIV 確認検査における結果通知時に「はばたき福祉事業団北海道支部」によるカウンセラー派遣を実施。

令和5年度 HIV検査受検者アンケート結果

受検者総数 88 人
アンケート実施者 88 人
アンケート回答者 74 人
回答率 84.1 %

1 回答者属性

表 1 (人)

男性	51	68.9%
女性	23	31.1%
その他	0	0.0%
未記入	0	0.0%
無効	0	0.0%

74

表 3 (人)

学生	7	9.5%
勤労者	52	70.3%
無職	5	6.8%
その他	4	5.4%
未記入	6	8.1%
無効	0	0.0%

74

表 2 (人)

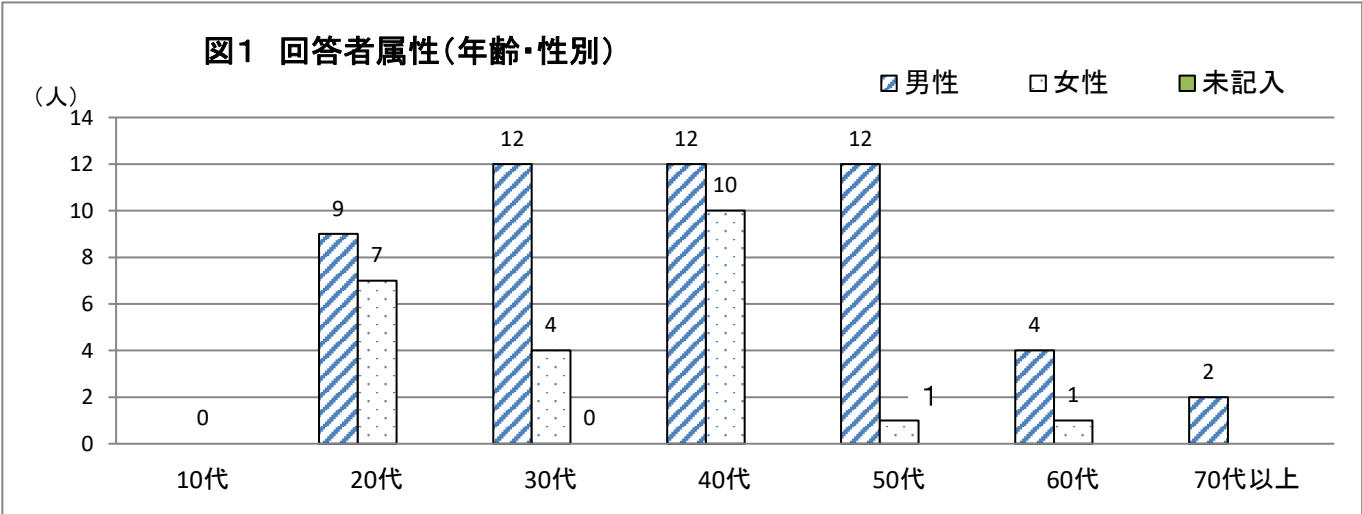
10代	0	0.0%
20代	16	21.6%
30代	16	21.6%
40代	22	29.7%
50代	13	17.6%
60代	5	6.8%
70代以上	2	2.7%
未記入	0	0.0%

74

表 4 (人)

市内	54	73.0%
道内	14	18.9%
道外	1	1.4%
未記入	5	6.8%
無効	0	0.0%

74



(回答者属性について)
性別は、男性が68.9%を占めている。年代別では、男性は30～50代、女性は40代が多かった。
職業は、勤労者が最も多い。居住地では市内が73.0%で、匿名で全国どこでも受けられるという検査の特性から市外からの受検者も20.3%いる。(表1～4、図1)

2 過去の検査の既往

表 5 (人)

初めて	34	45.9%
過去にも	40	54.1%
未記入	0	0.0%

74

(過去の検査の既往について)
初めて検査を受けた者が45.9%、過去にも検査を受けたことがある者が54.1%であった。(表5)
過去にも検査を受けたことがある40人中、受検回数が5回以上の者は12人で30%を占めている。
期間については、1年未満、1年以上前に受けた人がともに18人で45%を占めている。(表6)

表 6 (人)

1 回	17	42.5%
2 回	9	22.5%
3 回	2	5.0%
4 回	0	0.0%
5 回	5	12.5%
6 回以上	7	17.5%
未記入	0	0.0%
無効	0	0.0%

40

(人)

1 年未満	18	45.0%
1 年以上	18	45.0%
未記入	4	10.0%
無効	0	0.0%

40

3 受検の理由(複数回答)

表 7

(人)

感染が心配な行為があった	34
周りに感染者がいた	1
H I V以外の性感染症に感染	6
気になる症状があった	13
一度調べておこうと思った	45
その他	6
未記入	0

(受検の理由)
「一度調べておこうと思った」が最も多く、次いで「感染が心配な行為があった」「気になる症状があった」が多かった。
(表7)

4 これまでの経験(複数回答)

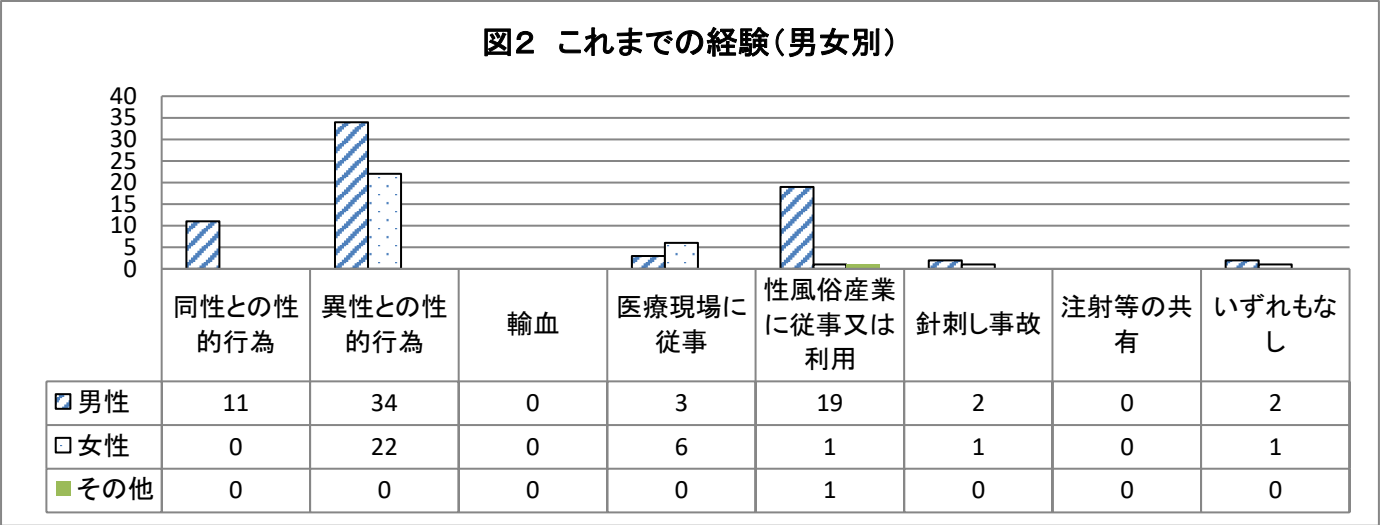
表 8

(人)

同性との性的接触	11
異性との性的接触	56
輸血	0
医療現場に従事	9
性風俗産業に従事又は利用	22
針刺し事故	3
注射等の共有	0
いずれもなし	3
未記入	1
※再掲 同性異性どちらも	2

(これまでの経験)
「異性との性的接触」が最も多く、次いで「性風俗産業に従事又は利用」が多かった。HIV感染経路として多いとされる男性同性間性的接触にあたるものは11人いた。(表8, 図2)

105



5 検査について
(1) 保健所でのHIV検査をどのように知ったか (複数回答)

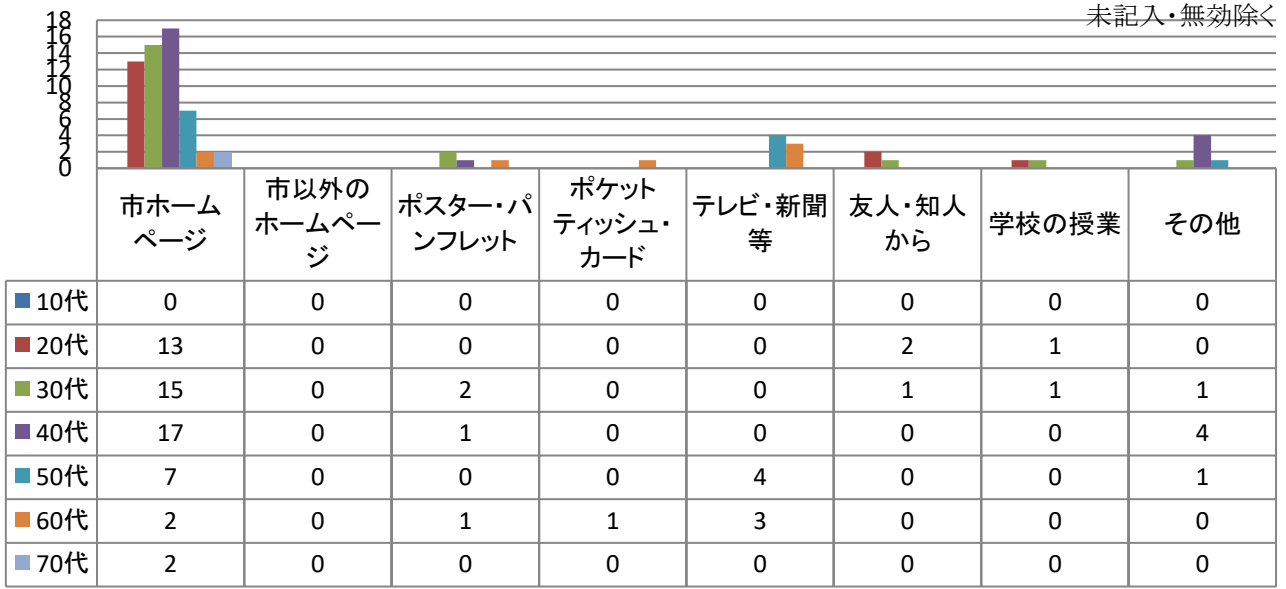
表 9

(人)

市のホームページ	56
保健所以外のホームページ	0
ポスターパンフレット	4
ポケットティッシュ・カード	1
テレビ・新聞等	7
友人知人から	3
学校の授業	2
その他	6
未記入	3

(検査をどのように知ったか)
「市のホームページ」と答えた者が56人と最も多かった。
(表9, 図3)

図3検査をどのように知ったか(年代別)



(2)検査会場

(人) 表 1 0

わかりやすい	68	91.9%
わかりにくい	6	8.1%
未記入	0	0.0%
無効	0	0.0%

74

(3)他人の目が気になったか

(人) 表 1 1

気にならなかった	61	82.4%
気になった	12	16.2%
未記入	1	1.4%
無効	0	0.0%

74

(4)説明のわかりやすさ

(人) 表 1 2

わかりやすい	74	100.0%
わかりにくい	0	0.0%
未記入	0	0.0%
無効	0	0.0%

74

(5)相談のしやすさ

(人) 表 1 3

相談しやすい	72	97.3%
相談しにくい	1	1.4%
未記入	1	1.4%
無効	0	0.0%

74

(その他検査体制について)

検査会場のわかりやすさ、プライバシーへの配慮、担当者の説明や相談のしやすさ等、いずれも、約8割以上が「わかりやすい」、「気にならなかった」等の好評価を得ており、引き続き受験しやすい環境を整備していく必要がある。

また、受験しやすい会場については、「保健所」が90.5%となっていた。予約の有無については、「あったほうがよい」が、86.5%であった。(表10～15)

(6)受験しやすい会場

(人) 表 1 4

旭川市保健所	67	90.5%
イベント会場	1	1.4%
その他	3	4.1%
未記入	3	4.1%
無効	0	0.0%

74

(7)予約制

(人) 表 1 5

あったほうがよい	64	86.5%
ないほうがよい	8	10.8%
未記入	2	2.7%
無効	0	0.0%

74

令和 6 年度 旭川市エイズ等予防対策事業

1 普及啓発活動事業

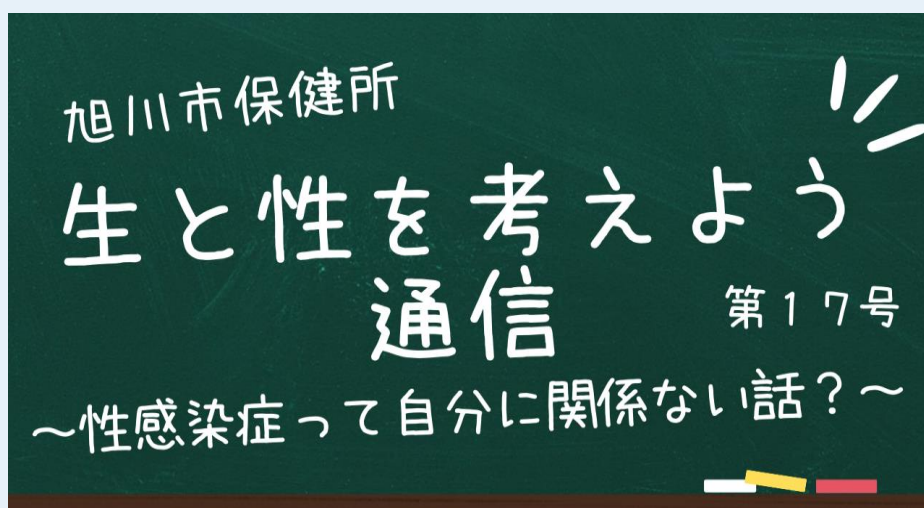
エイズ及び性感染症についての誤解や偏見を解消し、正しい知識の普及を図るため、実施する事業。

- (1) ホームページでの普及啓発
旭川市役所のホームページ上にエイズ・性感染症の知識等について掲載をしている。感染経路や予防方法等について説明をし、梅毒のページでは、近年において梅毒が急増していることを掲示している。
- (2) パンフレット等の配布
エイズ、性感染症予防パンフレットとコンドームを HIV 検査受検者に対して配布する。
- (3) エイズ性感染症出前講座
依頼のあった学校に保健師を派遣し、エイズや性感染症の知識や予防に関する講話を実施する。
- (4) 予防啓発ビデオ・DVD・パネルの貸出し
出前講座の周知の際に、予防啓発物品の貸出しについても周知し、希望のあった学校等に対して貸出しを行う。
- (5) エイズ啓発予防カード・付箋・ポケットティッシュの配布
エイズ性感染症出前講座の際に学生に配布
- (6) 情報誌「生と性を考えよう！通信」の発行
エイズ、性感染症の発生動向や予防方法等の情報誌を作成、学校や関係先に配布

2 検査・相談事業

市民が安心して検査や相談が受けられるよう、感染対策を取りながら、プライバシーに配慮し、原則無料・匿名にて実施する。

- (1) HIV 検査
保健所において完全予約制にて実施する。
【実施予定回数】
ア) 日中 11 回
イ) 夜間 4 回
ウ) 定例外 1 回 12 月 1 日の世界エイズデーに合わせて休日検査を実施する。
- (2) 梅毒検査
HIV 検査と同時実施する。
(対象者は HIV 検査受検者のうち、梅毒検査も希望する者)
- (3) エイズ相談
エイズを含む性感染症に関する相談を随時行う。
ア) 原則専用相談電話及び一般電話による相談
イ) 来所による相談
- (4) その他
HIV 検査陽性告知時における「はばたき福祉事業団北海道支部」によるカウンセラー派遣制度の利用。



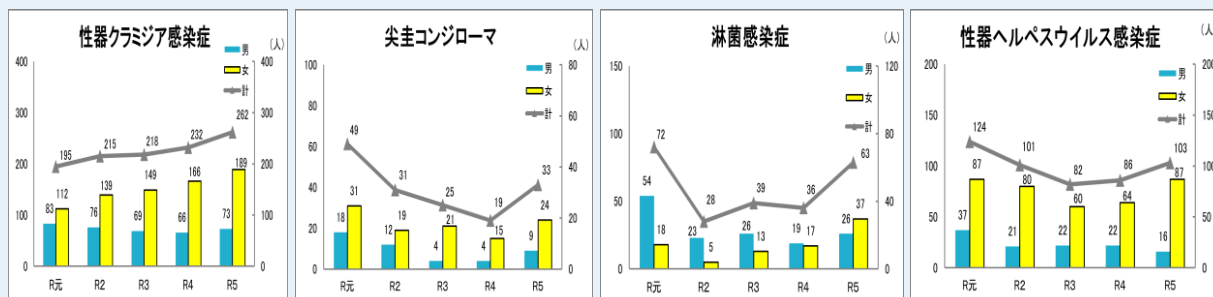
いいえ。性感染症は、性行為でうつる病気のことです。誰もがかかる可能性のある身近な病気です。性感染症についてみなさんに知ってもらいたいことを、旭川市保健所からお伝えします。

1

さまざまな性感染症について

- 性器クラミジア感染症、^{せんけい}尖圭コンジローマ、^{りんきん}淋菌感染症、性器ヘルペス感染症などがあります
- 旭川市では、令和3年から令和4年にかけて増加傾向にあります
- 10代での発生もあり、若い世代で流行中です

旭川市の主な性感染症の届出件数

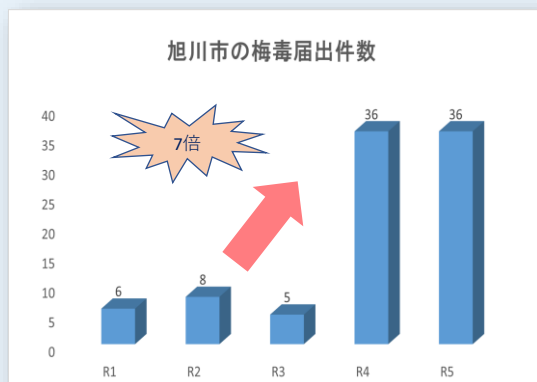


北海道感染症情報センター

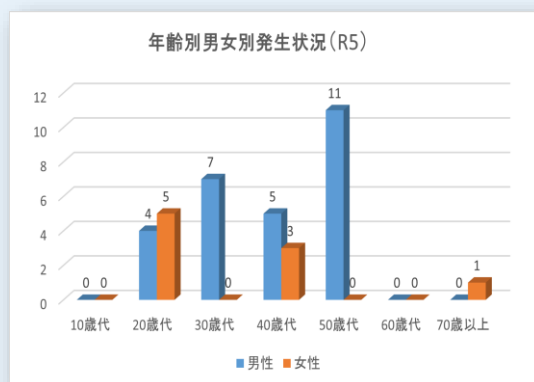
2

知っていますか？『梅毒（ばいどく）』の感染者が急増しています！！

- 性感染症の中で全国的に急増しているのが梅毒です
- 旭川市では、令和4年には前年度の「7倍」の感染者数が確認されました
- 若い年代でも感染が広がっています



北海道感染症情報センター



北海道感染症情報センター

3

梅毒にかかったらどんな症状がでるの？

病期	症状	注意点
第1期 (感染後3週間)	・しこりができる (性器・肛門・口唇など) ・股の付け根部分 (そ径部) のリンパ節が腫れる	症状が自然に消えてしまうが、体内から病原体が消えたわけではない
第2期 (感染後数ヶ月)	・手のひら、足の裏、体全体にうっすらと赤い発疹 (バラ疹) が出る	発疹は、治療をしなくても数週間以内に消える場合があり、また、再発を繰り返すこともある
第3期 (感染後数年)	・皮膚や筋肉、骨などにゴムのような腫瘍 (ゴム腫) ができる ・心臓、血管、脳などの複数の臓器に病変が生じ、場合によっては命の危険もあります	現在では、早期に治療を開始する例が多いことや、治療薬 (抗菌薬) により、第3期の状態まで進行することはまれです

おなかの赤ちゃんにも影響が・・・

- ・妊娠中に梅毒に感染してしまうと、治療をしなければ流産や死産の原因になります
- ・赤ちゃんに先天性の障害が出る場合があります (先天梅毒)

HIVの感染率が2倍以上に高くなる！

- ・HIV (エイズ) は早めに発見することがとても重要な性感染症です
- ・梅毒の検査を受ける時には、HIV検査も一緒に受けることが重要です

感染が気になる時や心配な時は
検査を受けることが大切です

4

性感染症の予防と検査

正しいコンドームの使用が重要

- ✓ 相手の性器と接触する前にコンドームを正しくつける
- ✓ 性器などを傷つけない
傷口から病原体が入る可能性がある
- ✓ 不特定多数の相手と性行為をしない
- ✓ 使用期限切れのコンドームは使用しない

HIV検査・梅毒検査

- ✓ 旭川市保健所では、HIV検査と梅毒検査を同時に受けることができます
- ✓ 検査の申込みや性感染症のご相談は、エイズ専用相談電話で受け付けています
(Tel 0166-26-8120)
- ✓ 名前、連絡先などを言う必要はありません

詳しくはホームページをチェック！

旭川市 エイズ検査 🔍



5

症状がある場合は？

早めに医療機関を受診しましょう

- ✓ 診療科は泌尿器科、産婦人科、皮膚科などが一般的です
- ✓ HIV（エイズ）と梅毒の検査は、保健所でも受けることができます
- ✓ 梅毒に感染している場合または感染が心配な場合は、HIVの検査もあわせて受けることをお勧めしています

梅毒は早期発見・治療で完治します

- ✓ 治療には抗菌薬を使用します
- ✓ 最後まで治療することが必要です
自己判断で通院をやめてはいけません
- ✓ 医師の判断があるまでは性行為を控えましょう

でも… 梅毒は完治しても、予防しないとまた感染します！

6

ワクチンで予防できる性感染症があります

ヒトパピローマウイルス感染症

- ✔ ヒトパピローマウイルス（HPV）は性行為で感染するウイルスで様々な種類があります
- ✔ 感染しても多くの場合は自然に体内から排除されますが、一部のウイルスは持続的に感染し、がんになることがあるといわれています
- ✔ HPVの感染を防ぐ方法の1つに予防接種（HPVワクチン）があります

HPVワクチンの効果

- ✔ 9価HPVワクチンは子宮頸がんの原因の80～90%に予防効果があるといわれています
- ✔ 4価HPVワクチン、9価HPVワクチンは尖圭コンジローマに予防効果があるといわれています
- ✔ 膣がんや中咽頭がんにも予防効果があるといわれています

7

HPVワクチンについて

HPVワクチンの対象者

- ✔ 旭川市に住民票がある方
- ✔ 小学校6年生～高校1年生相当の女性
- ✔ 平成9年～平成18年生まれの女性（令和7年4月1日以降は有料です）

上記の方は無料でHPVワクチンを受けることができます

詳しい情報はこちら

- ✔ 旭川市保健所ホームページ「HPVワクチン」



- ✔ 旭川市保健所ホームページ「HPVワクチンを受ける前に知ってほしいこと」



【令和6年3月発行・問合せ先】

旭川市保健所

健康推進課 保健予防係



0166-25-9848

0166-26-8120（エイズ専用相談電話）



※令和6年4月より、旭川市保健所 保健予防課 感染症対策係に名称変更

8

旭川市エイズ等対策推進懇談会開催要綱

（趣旨）

第1条 旭川市における後天性免疫不全症候群（以下「エイズ」という。）等の予防対策について、関係機関・団体と連携しながら総合的に推進するため、旭川市エイズ等対策推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（職務）

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換等するものとする。

- (1) エイズ感染予防に関すること。
- (2) エイズに関する正しい知識の普及啓発に関すること。
- (3) 性感染症予防に関すること。
- (4) その他エイズ等の予防対策推進に必要な事項。

（参加者）

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とし、人数は20人以内とする。

- (1) エイズ等に関する学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 医療関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

（会議の進行）

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が原則行う。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、保健所保健予防課において行う。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、保健所保健予防課長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による参加者の依頼に関し必要な行為は、この開催要綱の施行前においても、同項の規定により行うことができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

旭川市エイズ等対策推進懇談会公開規程

(趣旨)

第1条 この規程は旭川市市民参加推進条例第22条の規程に基づき、旭川市エイズ等対策推進懇談会（以下「懇談会」という。）の公開と会議の記録の公表について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 懇談会の会議は公開とする。ただし、個人情報を取り扱う場合又は懇談会が非公開が適当と判断した場合は、一部非公開とすることができる。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴者の定員は10人とする。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は懇談会の進行役の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議中は発言しないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (5) 携帯電話、PHS等を使用しないこと。
 - (6) 他の傍聴者に迷惑になる行為をしないこと。
 - (7) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為はしないこと。ただし、懇談会が承認した場合については、この限りではない。
 - (8) 全各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないこと。
- 2 前項について、別紙の文書を傍聴者に配布し、注意を促すこととする。

(会議の記録の作成)

第5条 懇談会は、会議終了後、速やかに、当該会議の記録を作成しなければならない。

- 2 会議の記録は要点記録方式とする。
- 3 第1項に規定する会議の記録は、当該会議に出席した参加者に会議の記録の案文を郵送し、内容について確認を得た上で確定した後、公表するものとする。
- 4 会議の記録の公表にあたり、発言者名については記載せず、参加者及び保健所と表記する。

附 則

この規程は、平成16年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年9月1日から施行する。